

## 3 循環型社会の構築

### (1) 循環資源物流システムの構築

#### ① 海上輸送を活用した循環資源物流ネットワークの形成

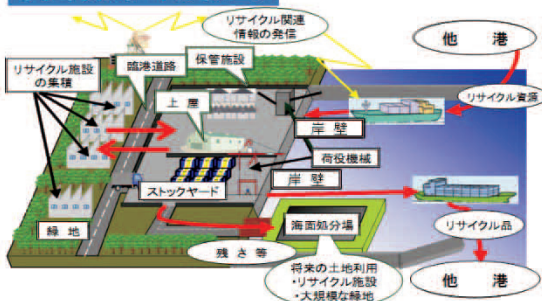
循環型社会の構築に向けて循環資源の「環」を形成するため、循環資源の広域流動の拠点となるリサイクルポート（総合静脈物流拠点港）として、全国22港が指定されています。国土交通省では、積替・保管施設等の循環資源取扱支援施設といった港湾施設の整備等、必要な支援を実施しています。

#### ● リサイクルポート施策の概要

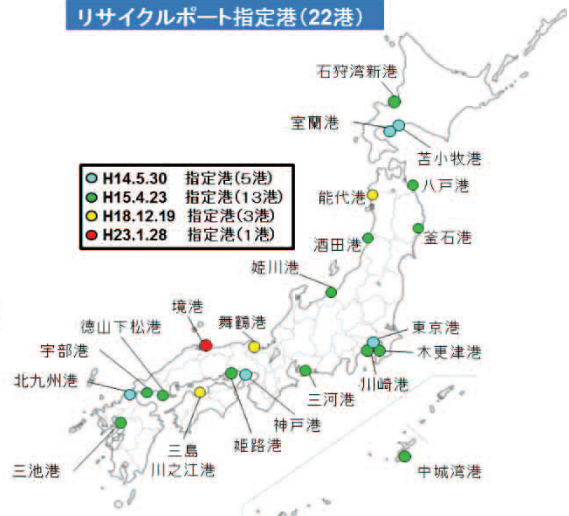
##### リサイクルポート施策

- ・ 岸壁等の港湾施設の確保
- ・ 積替・保管施設等の整備に対する支援(補助金、補助率1/3)
- ・ 循環資源の取扱に関する運用等の改善
- ・ 官民連携の促進(リサイクルポート推進協議会の活用など)

##### リサイクルポートのイメージ



##### リサイクルポート指定港(22港)



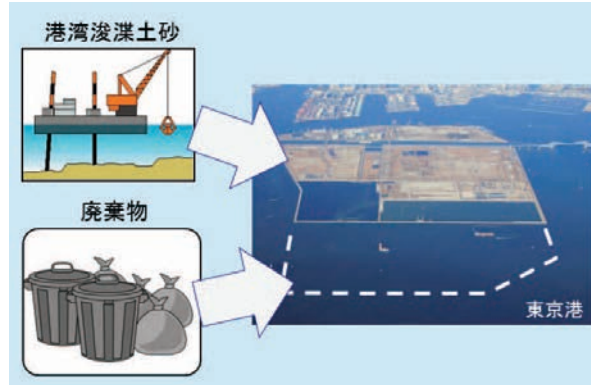
【期待される効果】・循環型社会の構築支援 ・環境負荷の低減 ・リサイクルコストの低減 ・臨海部産業の活性化

出典：国土交通省

## ②海面処分場の計画的な整備の推進

港湾整備により発生する浚渫土砂や内陸部での最終処分場の確保が困難な廃棄物等を受け入れるため、海面処分場の計画的な整備を進めています。特に大阪湾では、大阪湾フェニックス計画に基づいて広域処理場を整備し、大阪湾圏域から発生する廃棄物等を受け入れています。また、首都圏で発生する建設発生土をスーパーフェニックス計画に基づき海上輸送し、全国の港湾等の埋立用材として広域利用を行っています。

### ●海面処分場の計画的な整備の推進



出典：国土交通省

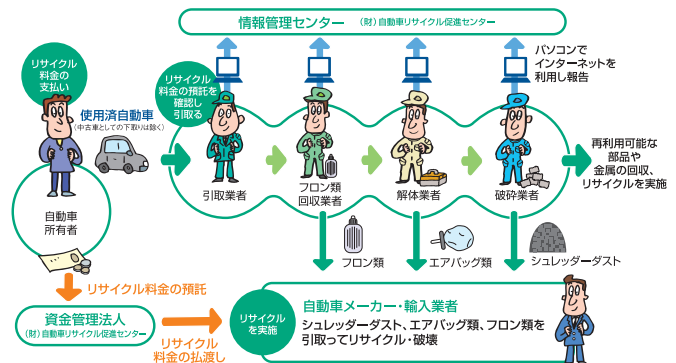
## (2) 自動車リサイクル制度の構築

使用済自動車は年間400～500万台発生しています。埋立処分場が逼迫している状況で、80%程度のリサイクル率をさらに向上させなければならないことは喫緊の課題となっていました。また、2004年の時点で、道路等における年間19万5千台以上の不適正保管や2万数千台に及ぶ大量の自動車の不法投棄の発生は、生活環境の悪化を招き、処理の社会的コストも膨大となるためその対策が急がれていました。

このため、自動車製造業者を中心とした関係者に適切な役割分担を義務づける「使用済自動車の再資源化等に関する法律（自動車リサイクル法）」が2005年1月に施行されました。同時に廃棄車両が自動車リサイクル法に従って解体されたことを確認した上で抹消登録等を行う改正道路運送車両法及び、使用済自動車に係る自動車重量税の還付制度が施行され、これらにより使用済自動車の適正処理の推進及び不法投棄の防止が図られています。

その結果、全国で2022年度末には不適正保管車は4,021台（2004年度比で97.9%の減少）、不法投棄車は756台（2004年度比で96.6%の減少）となり、大幅な削減効果が得られています。

### ●自動車リサイクル法の仕組み



出典：経済産業省、環境省

### (3) 船舶のリサイクル

船舶解体（シップ・リサイクル）（注1）は、インド、バングラデシュ等の開発途上国を中心に実施されており、労働災害と環境汚染等が問題視されてきました。この問題を国際的に解決するため、我が国は世界有数の海運・造船国として国際海事機関（IMO）における議論及び条約起草作業を主導し、「2009年の船舶の安全かつ環境上適正な再資源化のための香港国際条約」（シップ・リサイクル条約）が採択されました。

シップ・リサイクル条約の早期発効は、シップ・リサイクル施設の労働者の安全確保や環境保全のみならず、老朽船の円滑な市場退出を通じて、世界の海事産業が持続的に発展していく上で重要です。

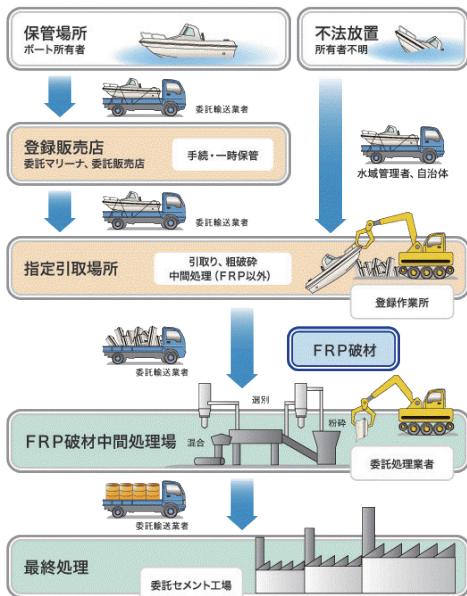
我が国は、2019年3月にシップ・リサイクル条約を締結するとともに、同条約の早期発効に向けて各国に対して締結を働きかけてきました。2023年4月には、最大の船舶解撤国のバングラデシュとの首脳会談において同国の早期条約締結の必要性を確認するとともに、国土交通省とバングラデシュ工業省の間で次官級の協力覚書を締結しました。その後、2023年6月にバングラデシュ及びリベリアが条約締結したことにより、条約の発効要件が充足され、2025年6月26日にシップ・リサイクル条約が発効することとなりました。これを受け、円滑な条約の発効に向けた国際協力を推進するとともに、日本国内においては、シップ・リサイクル条約の国内法である「船舶の再資源化解体の適正な実施に関する法律」（シップ・リサイクル法）の円滑な施行に向けて、執行準備を進めています。

一方、プレジャーボートの船体はFRP（繊維強化プラスチック）製であるため、使用済FRP船のリサイクルが適切に進むよう、地方ブロックごとに行っている地方運輸局、地方整備局、都道府県等の情報・意見交換会の場を通じて、一般社団法人日本マリン事業協会が運用している「FRP船リサイクルシステム」の周知・啓発を図りました。

（注1）寿命に達した船舶は、解体され、その大部分は鋼材として再活用されます。

（注2）2018年の世界の商船舶腹量の40%を締約国の商船舶腹量と仮定して試算。

#### ● FRP 船リサイクルシステム



**令和6年度（期間：2024.4.1～2025.3.31）**  
**FRP船リサイクルシステム（廃船処理）のご案内**

**不要になったFRP船の廃船処理は、ご相談・ご用命ください。**

FRP船リサイクルシステムは適正処理でFRP船を再資源化  
システムでFRP材は、セメントの原料資源として活用されます。

- ◆処理できる船：FRP船、軽合金とFRPの複合船、FRPコーティングの木造船を本システムで処理します。
- ◆処理できない船：カーボン繊維船（船体、ケブラー補強船体用）、ABS樹脂船（ボート、カヌー）のボートです。
- ◆受付条件：様へ、自ら廃棄するFRP船を提出する場合は、FRP船リサイクルセンターに一度問い合わせください。

---

**FRP船リサイクルシステムについてのQ&A**

- 1. どこで相談・受付をしてください？**
  - 本システムは、委託輸送業者（引取り・粗破砕）を通じて、登録販売店（委託マリーナ・委託販売店）へ提出していただきます。
  - 登録販売店（委託マリーナ・委託販売店）へ提出していただきます。
- 2. 廃船処理のために用意するものは？**
  - 船名、住所、電話番号の記入済みの「廃船処理申請書（廃船処理申請書）」を提出していただきます。
  - 船名、住所、電話番号、船主名、船主住所、船主連絡先、船主印、船主署名の提出をお願いします。
- 3. 船体いつ引き取るの？**
  - 本システムは、FRP船リサイクルシステムに引取られた船舶に限り、引取り・粗破砕・中間処理の作業を行います。
  - 本システムは、FRP船リサイクルシステムに引取られた船舶に限り、引取り・粗破砕・中間処理の作業を行います。
- 4. FRP船リサイクルにかかる費用は？**
  - 本システムは、FRP船リサイクルシステムに引取られた船舶に限り、引取り・粗破砕・中間処理の作業を行います。
  - 本システムは、FRP船リサイクルシステムに引取られた船舶に限り、引取り・粗破砕・中間処理の作業を行います。
- 5. FRP船リサイクルの流れは？**
  - 本システムは、FRP船リサイクルシステムに引取られた船舶に限り、引取り・粗破砕・中間処理の作業を行います。
  - 本システムは、FRP船リサイクルシステムに引取られた船舶に限り、引取り・粗破砕・中間処理の作業を行います。

FRP船リサイクルセンター（一般社団法人日本マリン事業協会）  
〒104-0003 東京都中央区本町1-1-1 TEL: 03-5561-1111 FAX: 03-5561-1106

出典：一般社団法人日本マリン事業協会